

# 造林公社問題検証委員会傍聴要領

平成20年(2008年)12月18日  
造林公社問題検証委員会

## 第1 趣旨

この要領は、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」および「造林公社問題検証委員会会議公開方針」に基づき、会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 傍聴の手続等

会議の傍聴を希望する者は、次に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会時刻の20分前に、会場に設置する受付において、住所、氏名その他委員長が必要と認める事項を申し出て、傍聴を申し込むものとする。
- (2) (1)により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定するものとする。
- (3) (1)により傍聴を希望する者が定員に満たないときは、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可することができるものとする。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はしないものとする。
- (4) 傍聴の許可を受けた者は、係員の指示に従い、会議の会場へ入場し、所定の席に着席しなければならない。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

## 第3 傍聴することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者
- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

## 第4 傍聴人の遵守事項

1. 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。
- (6) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること
- (7) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと
- (8) 前7号の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従うこと。

2. 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、注意を促し、なお注意に従わないときは、退場を命ずることができる。

3. 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

## 第5 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。